

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び  
健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案 新旧対照条文目次

一	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第四条関係）	1
二	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（附則第五条関係）	2
三	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（附則第六条関係）	6
四	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（附則第七条関係）	8
五	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 （平成二十年法律第 号）（附則第八条関係）	10
六	平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び 健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律による改正後の被用者年金制度の 一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正後の地方公務 員等共済組合法（附則第八条関係）	14



◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）  
 （附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特例支援金の納付に係る連合会の業務の特例）</p> <p>第十四条の五 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律（平成二十年法律第 号）第四条第一項に規定する特例支援金の納付に関する業務を行うものとする。</p> <p>2 連合会が前項の規定により行う業務に要する費用は、組合からの連合会に対する特例支援拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 組合は、政令で定めるところにより、前項の特例支援拠出金を連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、第二項の特例支援拠出金は、短期給付に要する費用とみなす。</p> <p>5 連合会は、第一項の規定により行う業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分しなければならぬ。</p> <p>6 第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により行う業務については、適用しない。</p> <p>7 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う業務の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

◎地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）  
（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（市町村連合会が行う特例支援拠出金の拠出に関する事業）</p> <p>第十四条の五 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに前三条の規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の二第二項に規定する特例支援拠出金の拠出に関する事業を行う。</p> <p>2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合（以下この条、次条及び附則第十四条の六の二において「市町村職員共済組合等」という。）からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 市町村職員共済組合等は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 前項の場合における市町村職員共済組合等の給付に要する費用の算定及び負担に係る第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、第二項の拠出金は、短期給付に要する費用に含まれるものとする<sup>91</sup>。</p> <p>5 第三項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び都市職員共済組合の短期給付（」とあるのは、「都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合（以下この条において「市町村職員共済組合等」という。）の短期給付（」と、「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五第二項</p>	<p>附則</p> <p>第十四条の五 削除</p>

の拠出金」と、「その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「その他市町村職員共済組合等」と、同条第二項各号及び第三項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「市町村職員共済組合等」と、同条第四項中「又は都市職員共済組合」とあるのは「都市職員共済組合又は総務大臣が指定するその他の組合」とする。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村連合会が行う財政調整拠出金の拠出に関する事業等)

第十四条の五の二 市町村連合会は、地方公務員共済組合連合会が附則第十四条の六の三第一項の規定による事業を行う場合には、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに附則第十四条の三から前条までの規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の三第一項の交付金の受入れに関する事業及び同条第二項に規定する財政調整拠出金の拠出に関する事業を行う。

2 市町村連合会が前項の規定により行う財政調整拠出金の拠出に関する事業に要する費用は、市町村職員共済組合等からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 市町村職員共済組合等は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 前項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び都市職員共済組合の短期給付」とあるのは「都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合(以下この条において「市町村職員共済組合等」という。)の短期給付」と、「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五の二第二項の拠出金」と、「その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合

(新設)

「とあるのは「その他市町村職員共済組合等」と、同条第二項中「運用収入又は拠出金」とあるのは「運用収入若しくは拠出金又は附則第十四条の六の三第一項の交付金」と、同項各号及び同条第三項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「市町村職員共済組合等」と、同条第四項中「又は都市職員共済組合」とあるのは「都市職員共済組合又は総務大臣が指定するその他の組合」とする。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(市町村連合会の總會の議員の定数の特例)  
第十四条の六 (略)

(地方公務員共済組合連合会が行う特例支援金の納付に關する事業)  
第十四条の六の二 地方公務員共済組合連合会は、第三十八条の二第二項各号に掲げる事業及び同条第三項の規定により行う事業のほか、平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律(平成二十年法律第 号) 第四条第一項に規定する特例支援金の納付に關する事業を行う。

2 地方公務員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、組合(市町村職員共済組合等を除く。以下この条及び次条において「特定組合」という。)及び市町村連合会からの地方公務員共済組合連合会に対する拠出金(以下この条及び次条において「特例支援拠出金」という。)をもつて充てるものとする。

3 特定組合及び市町村連合会は、政令で定めるところにより、特例支援拠出金を地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

4 前項の場合における特定組合の給付に要する費用の算定及び負担に係る第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、特例支援

(市町村連合会の總會の議員の定数の特例)  
第十四条の六 (略)

(新設)

拠出金は、短期給付に要する費用に含まれるものとする。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員共済組合連合会が行う財政調整事業)

第十四条の六の三 地方公務員共済組合連合会は、前条第一項の規定による事業を行う場合には、第三十八条の二第二項各号に掲げる事業及び同条第三項の規定により行う事業並びに前条の規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに特例支援拠出金に係るものを含む。)に係る不均衡を調整するための交付金を特定組合及び市町村連合会に交付する事業を行うことができる。

2 地方公務員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、特定組合及び市町村連合会からの地方公務員共済組合連合会に對する拠出金(次項において「財政調整拠出金」という。)をもつて充てるものとする。

3 特定組合及び市町村連合会は、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会に財政調整拠出金を拠出するものとする。

4 第一項の交付金の交付を受ける特定組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二並びに第百十四条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

◎私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>31・32 （略）</p> <p>附則 （国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）</p> <p>33  平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律（平成二十年法律第 号）第四条第一項に規定する特例支援金の納付が同条第四項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百二十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律（平成二十年法律第 号）第四条第一項に規定する特例支援金に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律第四条第一項に規定する特例支援金に係る掛金を含み」とする。</p> <p>34  （介護納付金に係る掛金の徴収の特例） （略）</p>	<p>31・32 （略）</p> <p>附則 （国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）</p> <p>（新設）</p> <p>33  （介護納付金に係る掛金の徴収の特例） （略）</p>



35| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中「任意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるのは「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十四項」とする。

36| (教育の事業)  
(略)

34| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中「任意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるのは「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十三項」とする。

35| (教育の事業)  
(略)

◎日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）  
（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）</p> <p>第十三条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定の適用については、第二十三條第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三條第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第二十三條第三項第一号」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律（平成二十年法律第 号）第四条第一項に規定する特例支援金の納付が同条第四項の規定により行われる場合における第二十三條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定の適用については、第二十三條第二項中「介護保険法」とあるのは「平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律（平成二十年法律第 号）第四条第一項に規定する特例支援金、介護保険法」と、第三十三條</p>	<p>附則 （国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）</p> <p>第十三条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定の適用については、第二十三條第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三條第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。</p> <p>2 （略） （新設）</p>

第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは、「平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律第四条第一項に規定する特例支援金並びに介護保険法」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第二十三条第三項第一号」とする。

◎被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）  
 （附則第八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）                      第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。                      （略）                      附則第十四条の三を次のように改める。                      （市町村連合会が行う共同事業）                      第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条、次条、附則第十四条の五及び第十四条の六の二において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業</p> <p>二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業</p> <p>三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要す</p>	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）                      第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。                      （略）                      附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。                      （市町村連合会が行う共同事業）                      第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業</p> <p>二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業</p> <p>三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要す</p>

る資金を構成組合に交付する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の四及び第十四条の四の二を削る。

附則第十四条の五第一項中「前三条の規定により行う事業」を「前条第一項各号に掲げる事業」に改め、同条第二項中「市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合（以下この条、次条及び附則第十四条の六の二において「市町村職員共済組合等」という。）」を「構成組合」に改め、同条第三項及び第四項中「市町村職員共済組合等」を「構成組合」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を附則第十四条の四とする。

る資金を構成組合に交付する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

5 第三項の場合における前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに次条第二項の拠出金」とする。

附則第十四条の五の二第一項中「附則第十四条の三から前条まで」を「附則第十四条の三第一項各号に掲げる事業及び前条」に改め、同条第二項及び第三項中「市町村職員共済組合等」を「構成組合」に改め、同条第四項を次のように改め、同条を附則第十四条の五とする。

4 前項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五第二項の拠出金」と、同条第二項中「拠出金」とあるのは「拠出金（同項第一号に掲げる事業に要する費用にあつては、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金及び附則第十四条の六の三第一項の交付金）」とする。

附則第十四条の六の二第二項中「市町村職員共済組合等」を「構成組合」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項から第三十四項までを六項ずつ繰り上げる。

附則第三十五項中「附則第三十四項」を「附則第二十八項」に改め、同項を附則第二十九項とする。

附則第三十六項を附則第三十項とする。

附則

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第三十五項を附則第二十九項とする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一〇二 (略)

三 第四条中地方公務員等共済組合法第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三の改正規定、同法附則第十四条の四及び第十四条の四の二を削る改正規定、同法附則第十四条の五の改正規定、同条を同法附則第十四条の四とする改正規定、同法附則第十四条の五の二の改正規定、同条を同法附則第十四条の五とする改正規定並びに同法附則第十四条の六の二第二項の改正規定並びに附則第四十九条の規定 平成二十年十二月一日

四〇六 (略)

(施行期日)

第一条 (略)

一〇二 (略)

三 第四条中地方公務員等共済組合法第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第四十九条の規定 平成二十年十二月一日

四〇六 (略)

◎平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正後の地方公務員等共済組合法  
 (附則第八条関係)  
 (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則            (市町村連合会が行う特例支援拠出金の拠出に関する事業)            第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに前条第一項各号に掲げる事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の二第二項に規定する特例支援拠出金の拠出に関する事業を行う。</p> <p>2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 構成組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 前項の場合における構成組合の給付に要する費用の負担に係る百三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、第二項の拠出金は、短期給付に要する費用に含まれるものとする。</p> <p>5 第三項の場合における前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護納付金」とあるのは、「介護納付金並びに次条第二項の拠出金」とする。</p>	<p>附則            (市町村連合会が行う特例支援拠出金の拠出に関する事業)            第十四条の五 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに前三条の規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の二第二項に規定する特例支援拠出金の拠出に関する事業を行う。</p> <p>2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合(以下この条、次条及び附則第十四条の六の二において「市町村職員共済組合等」という。)からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 市町村職員共済組合等は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 前項の場合における市町村職員共済組合等の給付に要する費用の負担に係る百三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、第二項の拠出金は、短期給付に要する費用に含まれるものとする。</p> <p>5 第三項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び都市職員共済組合の短期給付(」とあるのは、「都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合(以下この条において「市町村職員共済組合等」という。)の短期給付(」と、「</p>



6 (略)

(市町村連合会が行う財政調整拠出金の拠出に関する事業等)

第十四条の五 市町村連合会は、地方公務員共済組合連合会が附則第十四条の六の三第一項の規定による事業を行う場合には、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに附則第十四条の三第一項各号に掲げる事業及び前条第一項の規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の三第一項の交付金の受入れに関する事業及び同条第二項に規定する財政調整拠出金(次項において「財政調整拠出金」という。)の拠出に関する事業を行う。

2 市町村連合会が前項の規定により行う財政調整拠出金の拠出に関する事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 構成組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 前項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五第二項の拠出金」と、同条第二項中「拠出金」とあるのは「拠出金(前項第一号に掲げる事業に要する費用にあつては、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金及び附則第十四条の六の三第

介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五第二項の拠出金」と、「その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「その他市町村職員共済組合等」と、同条第二項各号及び第三項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「市町村職員共済組合等」と、同条第四項中「又は都市職員共済組合」とあるのは、「都市職員共済組合又は総務大臣が指定するその他の組合」とする。

6 (略)

(市町村連合会が行う財政調整拠出金の拠出に関する事業等)

第十四条の五の二 市町村連合会は、地方公務員共済組合連合会が附則第十四条の六の三第一項の規定による事業を行う場合には、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業並びに附則第十四条の三から前条までの規定により行う事業のほか、政令で定めるところにより、附則第十四条の六の三第一項の交付金の受入れに関する事業及び同条第二項に規定する財政調整拠出金の拠出に関する事業を行う。

2 市町村連合会が前項の規定により行う財政調整拠出金の拠出に関する事業に要する費用は、市町村職員共済組合等からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 市町村職員共済組合等は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 前項の場合における附則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び都市職員共済組合の短期給付(」とあるのは、「都市職員共済組合及び総務大臣が指定するその他の組合(以下この条において「市町村職員共済組合等」という。)の短期給付(」と、「介護納付金」とあるのは「介護納付金並びに附則第十四条の五の二第二

「一項の交付金」とする。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施  
に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員共済組合連合会が行う特例支援金の納付に關する事業)  
第十四条の六の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費  
用は、組合(構成組合を除く。以下この条及び次条において「特定組  
合」という。)及び市町村連合会からの地方公務員共済組合連合会に  
對する拠出金(以下この条及び次条において「特例支援拠出金」とい  
う。)をもつて充てるものとする。

3  
3  
5 (略)

項の拠出金」と、「その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合  
」とあるのは「その他市町村職員共済組合等」と、同条第二項中「運  
用収入又は拠出金」とあるのは「預託金の運用収入若しくは拠出金又  
は附則第十四条の六の三第一項の交付金」と、同項各号及び同条第三  
項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」とあるのは「市町  
村職員共済組合等」と、同条第四項中「又は都市職員共済組合」とあ  
るのは「、都市職員共済組合又は総務大臣が指定するその他の組合」  
とする。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施  
に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員共済組合連合会が行う特例支援金の納付に關する事業)  
第十四条の六の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費  
用は、組合(市町村職員共済組合等を除く。以下この条及び次条にお  
いて「特定組合」という。)及び市町村連合会からの地方公務員共済  
組合連合会に對する拠出金(以下この条及び次条において「特例支援  
拠出金」という。)をもつて充てるものとする。

3  
3  
5 (略)